

高等学校 DX 加速化推進事業
地域課題探究活動支援業務委託仕様書

この仕様書は、福島県立須賀川桐陽高等学校（以下「学校」という。）が民間法人へ委託して行う「高等学校 DX 加速化推進事業 地域課題探究活動支援業務」（以下「本事業」という。）の仕様等に関し、必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

高等学校等デジタル人材育成支援事業（高等学校 DX 加速化推進事業）の一環として、学校の地域課題探究活動において、地域・観光に係るデータサイエンスの活用を図り、学校生徒が積極的に情報やデータの分析を行うことを通して、デジタル分野に触れる機会を広げ、デジタル・情報分野に係る知識・技術の習得のみならず、プログラミングのツールとしての活用により、探究的な学びの強化を通して、デジタル・情報分野をはじめとした学校の理系人材の育成を図ることを目的とする。

2 事業の期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

3 事業の対象者

1 学年生徒 221 名及び学校教職員（約 10 名）

4 業務内容

（1） 地域課題探究活動におけるデータサイエンスの活用方策に沿った授業支援

ア 地域・観光に係る地域課題探究活動のためのデータサイエンスの具体的な活用方法を企画策定し実施すること。

イ 1 コマ 50 分授業、想定全 12 回において、実施プログラム及び実施工程表を策定のうえ地域課題探究活動授業のために使用するデータ、ワークシートなどの教材を必要部数準備の上実施すること。

ウ 学校教職員に対し、本校においてテキスト等により授業実施前に事前レクチャーを

実施すること。

(2) アンケート調査の実施及び集計

授業に参加した生徒及び教職員へアンケート調査を実施し、結果をとりまとめて学校へ報告すること。

5 実施体制

受託者において、本事業全体の進行管理を行う総括責任者を1名定め、本事業に関する事業運営や学校との調整や報告について責任をもって対応すること。

6 受託者の責務

- (1) 本業務に関するトラブル等に関しては、受託者が責任を持って対応するとともに、発生した場合は速やかに学校へ報告すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護等、関係諸法令を遵守すること。
- (3) 本事業を通して知り得た個人情報については他に漏洩してはならない。
- (4) 個人情報については、他の目的で使用する事及び売買することを禁止する。
- (5) 上記(3)及び(4)については、本事業の委託契約が終了した後も同様とする。
- (6) 委託事業に関連する書類・領収書等は、委託事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間保存するものとする。

7 提出書類

受託者は、委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 契約締結後に速やかに提出するもの

- ・ (第1号様式) 委託業務着手届
- ・ (様式任意) 統括責任者通知書
- ・ (様式任意) 実施工程表

- ・（そ の 他）業務の確認に必要と認める書類
- （２） 業務の完了後に速やかに提出するもの
 - ・（第２号様式）委託業務完了届
 - ・（そ の 他）業務の確認に必要と認める書類

８ 成果品

- （１）業務完了報告書（本仕様書４（１）及び（２）に係る内容）
- （２）その他、別途担当者が指示するもの一式

９ 委託料の支払い

支払い方法は業務完了後一括精算払いとし、請求には第３号様式（地域課題探究活動支援業務委託料請求書）を使用すること。

１０ その他

受託者は、本件委託業務の実施に当たり、不明な点や変更点、本仕様書等に定めのない事項が発生したときは、学校と協議の上、決定するものとする。